

薬生機審発 0630 第1号
令和3年6月30日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長
(公 印 省 略)

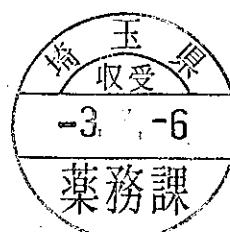
「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の施行に伴う
「革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品実用化促進事業の成果に基づ
き策定された留意点の公表について」の改正について

ヒト(同種)iPS細胞由来血小板の品質に関する留意点については、「革新的医
薬品・医療機器・再生医療等製品実用化促進事業の成果に基づき策定された留意
点の公表について」(平成30年11月6日付け薬生機審発1106第1号厚生労働
省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長通知。以下「課長通知」という。)の
別添で示しているところです。

今般、令和3年3月23日付け「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する
倫理指針」(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)が
制定され、同年6月30日から施行されることに伴い、下記のとおり課長通知を
改正することとしたので、運用に遺漏なきようお願いします。

記

1. 課長通知の別添「ヒト(同種)iPS細胞由来血小板の品質に関する留意点」の
一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。
2. 適用期日
本通知は、令和3年6月30日から適用する。



新	旧
<p>4. 留意すべき事項</p> <p>(1) iPS 細胞及び不死化巨核球細胞の原料等の品質管理</p> <p>① 原材料となるヒト細胞の採取</p> <p>同種 iPS 細胞局長通知第 2 章第 1 の 1 による他、以下の点に留意すること。</p> <p>a) ドナーからの同意取得及び細胞の採取</p> <p>同種 iPS 細胞由来血小板の原材料となる血液等は、あらかじめ「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）」及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）」並びに関係法令に基づき、提供者（該当する場合には代諾者）の同意のもとで、提供を受けることができる。この場合、以下の点に留意すること。</p>	<p>4. 留意すべき事項</p> <p>(1) iPS 細胞及び不死化巨核球細胞の原料等の品質管理</p> <p>① 原材料となるヒト細胞の採取</p> <p>同種 iPS 細胞局長通知第 2 章第 1 の 1 による他、以下の点に留意すること。</p> <p>a) ドナーからの同意取得及び細胞の採取</p> <p>同種 iPS 細胞由来血小板の原材料となる血液等は、あらかじめ「ヒトゲノム遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）」及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）」並びに関係法令に基づき、提供者（該当する場合には代諾者）の同意のもとで、提供を受けうることができる。この場合、以下の点に留意すること。</p> <p>i)～iii) (略)</p> <p>b) (略)</p> <p>② (略)</p>